

京都市告示第 522 号

平成20年2月22日付け京都市告示第397号（京都市大学のまち交流センター条例施行規則の別に定める大学）の一部を次のように改めます。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

次の大学を加えます。

51 放送大学（京都学習センターが使用する場合に限る。）

（総合企画局政策推進室）